

情 個 審 答 申 第 2 号

平成 2 6 年 4 月 2 3 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 4 年 8 月 3 日付け駅整発第 2 5 8 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

新幹線熊本駅の構内放送が外部に聞こえるような状況で、近隣住民の生活に影響を与えているとして文書開示申請した、新幹線熊本駅西口広場周辺における現地での騒音調査実績表等に関する文書等開示請求拒否（不存在）決定（平成 2 4 年 7 月 2 日付け駅整発第 1 7 6 号）に対する異議申立てについて

[諮問第 4 号]

別 紙

諮問第4号

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成24年6月22日に「新幹線熊本駅前西口広場周辺における現地での騒音調査実績表等の資料」（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が平成24年7月2日に開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

第3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市は、熊本駅周辺整備事業の一つとして熊本駅西土地区画整理事業を実施しているが、新幹線熊本駅に隣接しており、駅舎構内放送の音が外部に聞こえるような状況があり、そこに居住する住民の生活環境に影響を与えていることから、「熊本県生活環境の保全等に関する条例・第4款 拡声器の使用の制限 第58条等を見るに、深夜を含めて、どのような幸山市長の許認可によって、営業がなされているのか？等」に関する資料等一式と現地での騒音調査実績表等の文書の開示請求を行った。

熊本市は、事業主体として熊本駅西土地区画整理事業の工事を行い、換地指定をしている。日本一住み良いまちを創る・高齢者にも優しいまちを創る等を謳い、その理念が地域でも発揮された市政執行の結果であるから、当然、熊本市環境基本条例、熊本市環境総合計画による指針に則って、工事や換地指定をし、地権者・市民等に安心安全な居住区間としての保証の基に居住・日常生活を送らせているはずであるから、予防医学的見地から生活環境は調査済みのはずであるから本件文書の不存在はあり得ない。

よって不存在を取り消して、存在・資料交付を即執行して戴きたい。

第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

区画整理事業において新幹線の構内放送についての騒音調査を実施する規定はない。また、新幹線の駅舎及び軌道は熊本駅西土地区画整理事業地区外であるため、営業及び建築等に関する許認可等には一切関わっていない。

よって、申立人が請求する資料は存在しないため、不存在である。

第5 審議会の判断

1 本件文書について

本件文書は、新幹線熊本駅前西口広場周辺における現地での騒音調査実績表等の資料である（諮問第3号において同様の文書が本件と同一人により開示請求がなされているため、本件では、実施機関の熊本駅周辺整備事務所における文書に限るものとする。）。

2 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書の存否について

本件文書は、駅舎の構内放送の音源（拡声機）に関わるものであり、騒音公害の音源に関する責務に関しては熊本市公害防止条例第3条で規定する事業者の基本的な責務として取り扱われるべきである。

しかしながら、駅舎に関しては、その事業者は九州旅客鉄道株式会社あるいはその関連会社であり、実施機関は事業者とはならないため、当該責務を負うものではない。

なお、申立人は、本件請求に係る拡声機使用による騒音に関わる法令等として、熊本県生活環境の保全等に関する条例があり、そのことを根拠として許認可、届出等があると主張しているが、駅舎の拡声器使用に関してそのような許認可、届出等の制度は存在しない。

以上より、本件文書に係る騒音測定を実施しておらず本件文書は不存在であるとの実施機関の主張には合理性が認められる。

4 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤	孝
会長職務代理者		高木	絹子
委	員	大江	正昭
委	員	馬場	啓
委	員	澤田	道夫

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成24年7月23日	熊本市長から諮問を受けた。
平成24年8月 9日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成24年9月13日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成26年1月17日	諮問の審議を行った。
平成26年2月10日	答申（案）の審議を行った。
平成26年3月27日	答申（案）の審議を行った。

